

西之表市監査委員公表第 11 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等(補助金)監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、別紙のとおり公表する。

令和元年 7 月 12 日

西之表市監査委員 廣瀬 正和

西之表市監査委員 中野 周

財政援助団体等（補助金）監査の結果に関する報告

1 監査の期間

- 7月3日（水） 農業委員会・地域支援課・総務課・企画課・教育委員会総務課・社会教育課
7月4日（木） 学校教育課・市民生活課・福祉事務所・経済観光課
7月5日（金） 農林水産課

2 監査対象

平成30年度補助金等 計42件 別表のとおり

課名	対象件数	抽出件数	課名	補助件数	抽出件数
総務課	1	1	社会教育課	36	3
学校教育課	24	2	福祉事務所	34	4
教委総務課	14	2	地域支援課	32	4
農林水産課	146	12	企画課	2	1
市民生活課	127	3	農業委員会	9	2
経済観光課	65	8	合計	490	42

* 監査の対象については、補助額等について原則50万以上の事業、または継続事業について事業効果の検証を踏まえたうえでの抽出件数となっている。

3 監査の手続

監査の対象となった補助金等について、西之表市補助金等交付規則及び関係法令等に準拠し事務執行されているか、補助目的にそった執行、且つその結果について、下記の関係書類の提出を求め、職員の説明を受けるなど、通常実施すべき監査手続を実施した。

- ① 補助金交付申請に関する書類
- ② 補助金交付決定通知書
- ③ 事業計画の変更に関する書類
- ④ 事業実績報告書
- ⑤ 補助金交付確定通知書
- ⑥ 補助金等の請求及び交付
- ⑦ 補助団体等役員名簿
- ⑧ 預金通帳
- ⑨ その他

（西之表市補助金等交付規則以外の規則等で交付している補助金については、それぞれの規則で定めた交付申請から補助金交付までの一連の書類）

4 監査の結果

補助金等を支出しているすべての担当部署に

- ① 事業計画書・予算書・事業報告書・決算書等と市へ提出された補助金交付申請

書や実績報告書との整合性はどうか。

- ② 申請書や補助金の請求等は、適時に行われているか。
- ③ 計画や交付条件に従って実施され、その成果は十分に上がっているか。
- ④ 補助対象事業以外の流用等はないか。
- ⑤ 会計経理は適正に行われているか。
- ⑥ 領収証等の証拠書類の提出、内容は適正か。
- ⑦ 視察研修等については、復命を含めて事業目的に沿って適正かつ効果的なものであったか。
- ⑧ 予算残の過大な事業については、補助金対象の有無、次年度事業予算との兼ね合いはどうか。
- ⑨ 西之表市補助金等交付規則、要綱等法令にそった支出がなされているか。

等を監査視点として実施した。

補助金等の事務執行については、監査の結果、西之表市補助金等交付規則及び関係法令等に準拠し、概ね適正に執行されていると認めた。

補助金等の交付については、地方自治法第 232 条の 2 の規定により、公益上必要があると認めた場合において補助することができるものであると規定されている。

公益上の必要性や事業の目的等、担当所管の責務において公平公正な視点を持って十分に精査を行い、慣例で交付することのないよう適正に対処されることを強く要望してきたところでもある。また、補助金等が、本来の目的達成のため有効に使われるよう、補助金交付団体との連携の重要性についても例年指摘しており過去の実績等も充分踏まえ、補助金等の成果向上につながるよう、今後も更に検証を深めていただきたい。

なお、今回の監査において提出された関係書類中、文書整理において重要と思われる起案用紙の取扱区分等未記入の箇所が散見されたので、特に総務課において各課への指導を徹底されるよう指摘する。

また、各種施策や補助金制度の市民に対する周知徹底のあり方について、再度検討し、的確な対応を要望する。

さらに、近年、特に危惧されている環境保全問題の解決策については、各所管課により事業が実施されているが、再度全庁的な協議を行い、各課有効な事業に取り組んでいただくよう要望する。

次に今回の監査において課別の具体的な指摘・要望事項等については以下のとおりである。

(地域支援課)

地域支援課の主要な柱の一つとして「地域の再生」を掲げ、その実現に向けた各種施策の一つとして、都市地域からの移住者が地域協力活動を行うことで、その地域への定

住・定着を図ることを目的とした「地域おこし協力隊」制度を実施しておられますが、補助事業実施にあたっては、その初期の目的が達成でき成果が現れるまで、継続した助言・支援等十分なフォローアップをされるよう要望する。

(学校教育課)

小規模校の特性や地域の特性を活かす取組により、学校及び校区の活性化を図ることを目的として、「種子島しおさい留学制度」を実施しておられ、3校6名を受け入れておられるが、その受入家庭のご父兄におかれては、子供達の健康管理をはじめとして多方面にわたり負担があるものと思われます。この負担要因を少しでも軽減できるよう、教育委員会・学校・地域が一体となった、里親の皆さんに対する今まで以上協力体制が構築できますよう要望する。

(福祉事務所)

民生委員協議会員におかれては、担当地区における活動はもとより協議会員全体としての活動も積極的に行っておられるとのことであるが、その中で個人的な負担が多くなる傾向がみられるようなので、活動がより精力的にできるような負担軽減体制を検討していただくよう要望する。

(経済観光課)

雇用機会拡充事業においては、その初期の目的が達成でき成果が現れるまで、継続した助言・支援等十分なフォローアップをされるよう要望する。

また、中心市街地活性化事業や商店街魅力創出事業においては、各協議会を中心として色々な意見を集約しながら各種事業を実施されているが、今まで以上に広く市民の声を反映した取組ができるよう検討されることを要望する。特に商店街における駐車場のありかたについては慎重な議論がなされることを要望する。

(農林水産課)

基幹作物であるさとうきびについては、近年の悪天候による収量の減少や高齢化による耕作者の減少等の要因で、耕作面積も減少しているとのことであるが、このまま面積・収量の減少が続けば、市民全体に与える影響も少なくないと考えられる。

新品種のできる限り早い普及をはじめとして、市・農協・製糖会社等関係機関が一体となり、面積や収量が増加し、農家が自信をもって栽培できるような環境作りを切望する。

各課における要望・指摘事項については以上であるが、先にも述べたとおり、補助金は公益上の必要により交付されるものであり、市民に疑念を抱かせるようなことがあってはならない。そのことを常に念頭におき、公平公正な事務執行に心掛けられることを切望し、今年度の補助金監査の結びとする。